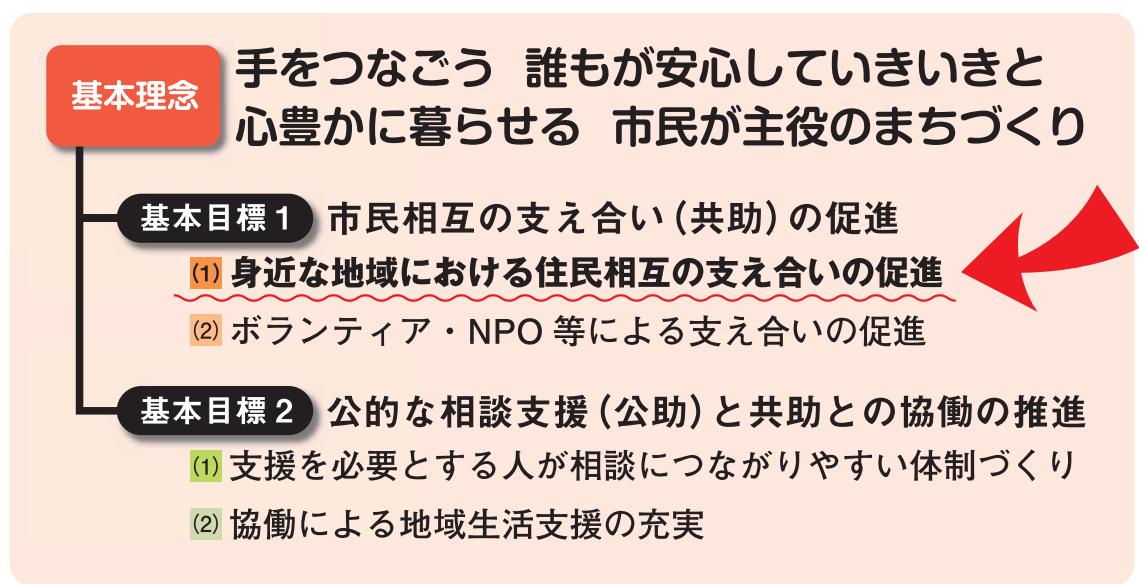


第5章 施策事業

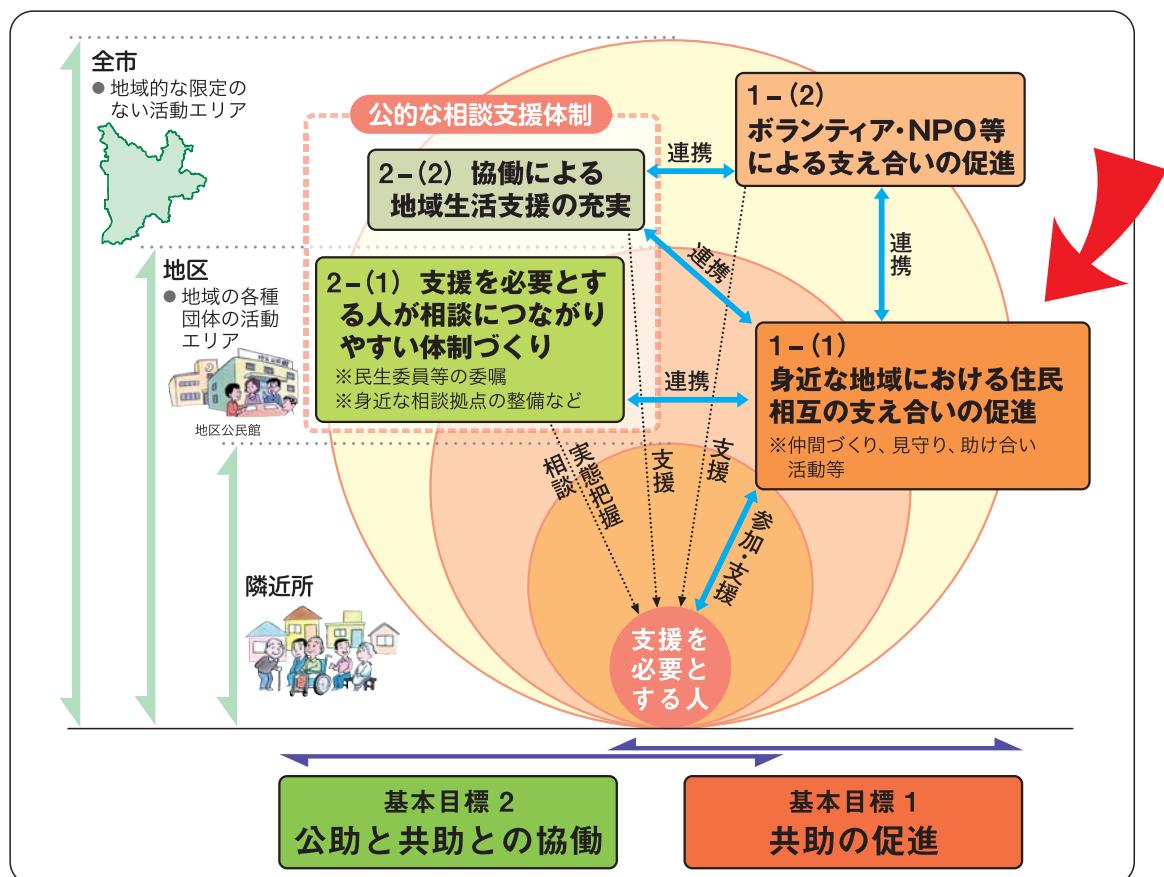
1 「基本目標1 市民相互の支え合い(共助)の促進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

本節において、この計画の基本目標1（☞11ページ参照）「市民相互の支え合い(共助)の促進」の「(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進」を達成するために実施する施策事業を定めます。



(9ページ掲載図再掲)



(11ページ掲載図再掲)

「身近な地域における住民相互の支え合いの促進【基本目標1-(1)】」の考え方

この節の施策事業により実現を図ろうとする「身近な地域における住民相互の支え合いの促進」は、この計画において1番目に掲げられる基本目標です。基本目標のトップに掲げたのは、とりわけ「身近な地域」の支え合いについては、ぜひとも全ての市民に、「お互いさま」の想いをもって実践してほしいと考えたからです。

もとより、人が生まれ、育ち、やがて人生を全うしていくという一生を考えれば誰もが、「支え、支えられる」当事者といえます。特に、今日においては少子高齢化、小世帯化等を背景として、支援を必要とする人や、孤立不安・リスクを抱えながら暮らしている人が増加していることから、「身近な地域での支え合い」の重要性が増しているといえます。

次ページ以降に定める施策事業は、このような全ての市民が「お互いさま」の気持ちで支え合いを実践していく上で、市・市社協の立場で取り組む必要があると考えられるものです。



ア 市の取り組み

市は、市社協が身近な地域における住民相互の支え合い活動支援の中核的な役割を果たすことを前提としながら、その基盤となる①活動団体等の育成・支援、②人材育成・啓発、③活動の場の整備、④関係施策との連携などに取り組みます。

① 活動団体等の育成・支援

施策・事業	概要	担当課
1) 支え合いの基礎となる情報基盤整備 (重点施策①)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が見守り等の社協支部活動と一体的に災害時の避難行動の個別支援体制づくりを進められるよう指針を示し、支え合い活動の基礎となる避難行動要支援者に関する情報を本人の同意に基づいて関係団体へ提供するとともに、市社協と連携して体制づくりを支援します。 また、社協支部活動により得られた情報を民生委員・児童委員活動にも活用できるよう調整します。 地域福祉活動において住民が自らの地域の要支援者等の情報を取得・共有等していく上で留意すべき事項等について研究し情報提供します。 また、民生委員活動を前提としたガイドライン等を提示するとともに、民生委員・児童委員協議会等において必要な調整等を行います。 	防災対策課、福祉政策課
2) 支え合い活動を担う団体への支援 (重点施策③)	<ul style="list-style-type: none"> 市社協と一体となって、地域福祉活動団体が取り組む見守り・助け合い活動の立ち上げ等を補助します。 市として公的な側面から、地域福祉活動へ期待することを具体的に提示するとともに、活動支援を通じて市施策との協働の推進を図ります。 また、地域福祉活動団体に対し、活動の拠点整備や各種団体等との連携など、見守り・助け合い活動等に必要とされる支援について、府内関係部局と調整し、総合的な支援を図ります。 社協支部が策定に取り組む地区地域福祉活動計画の立案の場などに参加し、行政側から地域福祉活動に期待することや協働したいことを提示するとともに、計画策定及び計画実施に必要な支援を行います。 また、市社協と連携しながら、各地域において計画を定める立場の住民が地区地域福祉活動計画の策定にあたり必要とする行政施策、統計等の情報を提供します。 	福祉政策課
3) 市社協への支援	地域福祉推進の中核を担う社会福祉法人である市社協を支援（補助等）します。	福祉政策課

* 社会福祉法人…社会福祉法の規定に基づいて社会福祉事業を行うことを目的にして設立された法人。

基本目標1 「市民相互の支え合い（共助）の促進」に基づく市・市社協の施策事業
(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進
ア 市の取り組み

	施策・事業	概 要	担当 課
4)	自治会関係団体への支援	地域福祉活動を含む多様な地域活動の実質的な推進母体等である自治会連合会を支援（補助等）します。	市民協働推進課、高齢福祉課、 都市防災政策課
5)	高齢者関係団体への支援	各地区において高齢者の生きがい・社会参加活動・介護予防等の活動を推進する老人クラブ連合会・単位クラブを支援（補助等）します。	高齢福祉課
6)	青少年育成関係団体への支援	各地区において青少年の健全育成活動を推進する青少年育成市民会議、子ども会育成会を支援（補助等）します。	青少年教育課、中央青少年会館
7)	障がい者関係団体への支援	障がいのある人の生活の質の向上や社会参加の促進などを図る障がい者団体等を支援（補助等）します。	障がい福祉課、地域保健課

② 人材育成・啓発

	施策・事業	概 要	担当 課
1)	支え合い活動を担う人材の養成 (重点施策②)	新たな住民参加サービス等の担い手として、地域住民で高齢者等の生活を支え合う仕組みを構築することを目的とする研修講座を企画立案します。 さらに、市民がこの研修講座で学ぶことを実践していくまでの支援体制が整えられるよう、市社協が他に実施する施策との調整等を図ります。	高齢福祉課
2)	地域人権教育推進事業	市民の人権意識の向上のため、市内 50 地区の人権教育推進委員会に人権学習会または研修会の企画・開催を委託し、地域における各種団体と連携した人権尊重普及活動を推進します。	人権啓発センター
3)	出前講座	市民の生涯学習とその成果を生かした協働のまちづくりの推進を図るため、市民が主催する学習会や学校の教育活動等に関係部局職員を講師として派遣します。	市民協働推進課
4)	学校教育における福祉教育の推進	小中学校の道徳・社会科・総合的な学習の時間等の授業において、福祉について学ぶとともに、ボランティア活動や防災訓練等の地域活動への参加機会の提供等を通じ、児童生徒が地域福祉活動へ参加し、貢献の喜びが実感できるよう推進します。	学校指導課

第1章
計画の概要第2章
この計画の考え方第3章
施実市策施及び事業の体系第4章
重点施策第5章
施策事業第6章
計画の進行管理

基本目標1 「市民相互の支え合い(共助)の促進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

ア 市の取り組み

③ 施設 活動の場の整備

	施策・事業	概要	担当課
1)	老人福祉センター等	地域において、高齢者が主体的に仲間づくり、生きがいづくり活動に取り組む拠点として、老人福祉センター（6か所）、高齢者福祉会館、老人憩いの家「天満ホーム」を開設します。	高齢福祉課
2)	児童館・児童センター等	地域において、青少年育成市民会議や社協支部等の各種団体やNPO等と協働しながら、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供等することにより、子育て家庭への支援や子どもの健全育成を推進する拠点として、児童館・児童センター（13か所）及び子どもの居場所（2か所）を開設します。	子ども支援課
3)	地区公民館	各地区において、地域住民が主体的に社会教育・生涯学習、地域福祉や防災等の活動に取り組む拠点として地区公民館（50か所）を開設します。	社会教育課
4)	コミュニティセンター	各地域の住民の生活圏域において、健康づくり、防災、生涯学習等に関わるコミュニティ活動を通じて連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会を形成する拠点としてコミュニティセンター（8か所）を開設します。	市民協働推進課

③ 機会 活動の場の整備

	施策・事業	概要	担当課
5)	三世代交流促進事業委託	三世代交流スポーツ大会、地域文化の伝承等世代間交流行事を岐阜市老人クラブ連合会に委託実施し、市民に敬老精神の醸成を図るとともに、高齢者の生きがいの増進、孤立防止等を図ります。	高齢福祉課
6)	健康・スポーツ活動普及事業委託	ペタンク、リズム体操等の各種スポーツ教室、高齢者体育大会の開催を岐阜市老人クラブ連合会に委託実施し、高齢者の健康で生きがいある生活づくりを促進します。	高齢福祉課
7)	障がい者芸術祭、スポーツ大会など	障がいのある人の芸術活動に関する発表の場を提供するとともに、障がい者団体が実施するスポーツ大会等を支援（補助等）することにより、障がいのある人とない人との交流や障がいや障がいのある人についての市民の理解を深める機会の充実を図ります。	障がい福祉課

④ 関係施策との連携

施策・事業	概要	担当課
1) 地域力創生事業	岐阜市住民自治基本条例に基づき、各地区において、住民団体等が幅広く地域課題を共有し、連携協力しながら地域福祉活動や防災・生活安全活動等に取り組めるよう、活動の組織基盤となるまちづくり協議会の設立及び運営について支援（補助等）します。	市民協働推進課
2) 避難行動要支援者対策事業	高齢者や障がいのある人等の災害時に自力での避難が困難な方を支援するため、本人等の申請に基づき、市が災害時の避難行動要支援者名簿を作成し、各地区の関係団体に対し、「誰が誰をどのように」平常時に見守り、災害時に避難支援するかを定める個別計画の作成を支援します。	防災対策課、福祉政策課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、地域保健課
3) 健康づくりに関する施策	社協支部活動等と連携しながら、各地区における食育・食生活改善活動等を行う食生活改善推進協議会を支援（補助等）します。 また、「いきいき筋トレ体操」などの健康づくり運動活動等の実践を推進する人材養成や普及啓発を図ります。	健康増進課
4) 防犯・交通安全の推進に関する施策	高齢者、子ども、障がい者等が犯罪や交通事故の被害に合わないよう地域福祉活動団体と連携するなどして各地区において取り組まれている防犯・交通安全活動を支援（補助等）します。	防犯・交通安全課
5) 既存住宅の有効活用に関する施策	市営住宅を有効活用することを目的として、高齢者向け住宅への改善を進めるとともに、社会福祉法人等の要望に応じて、空き部屋のグループホーム [*] 等への活用を検討します。また、増加が懸念される空き地・空き家の実態調査を郊外住宅団地のモデル地区で行い、地域住民による団地の維持・管理・運営の実施に向けた検証を行います。	まちづくり推進政策課、高齢福祉課、住宅課



* グループホーム…障がい等によって一般的な生活が困難な人たちを、専門のスタッフの支援によって一般の住宅で集団生活する場所。

イ 市社協の取り組み

市社協は、50 地区において社協支部が、身近な地域の支え合い活動の実践・推進母体として十分な役割を果たせるよう、①身近な地域福祉活動の推進、②人材育成・啓発などに取り組みます。

① 身近な地域福祉活動の推進

	施策・事業	概要
1)	支え合いの基礎となる情報基盤整備 (重点施策①)	<ul style="list-style-type: none"> 孤立不安を抱える人（要支援者）の希望に応じて、「誰を、どのように」、日常及び災害時に支援するのかを明らかにする様式・活動モデルを考案し、その様式・活動の普及、啓発を図ります。 また、各社協支部の状況や役員の意向を踏まえながら、市社協地域福祉コーディネーターが、支え合い活動の基礎となる情報基盤とこれに基づく日常・災害時の個別的な支援体制が整えられるよう支部事業をコーディネートします。 社協支部活動（福祉委員活動、支え合いマップづくり等）を前提とした「個人情報取扱ガイドライン」、支部福祉委員制度に関する「役割リフレットモデル」「選任プロセスモデル」を考案・提示し、民生委員との連携の円滑化等が図られるよう地域福祉関係者への普及・啓発、実践へ向けたコーディネートを行います。
2)	支え合い活動を担う団体への支援 (重点施策③)	<ul style="list-style-type: none"> 市と一体となり、地域福祉活動団体が取り組む見守り・助け合い活動の立ち上げ等を補助します。 市社協として社協支部における中長期的な地区地域福祉活動計画の策定を推進するとともに、その計画によって、支援を必要とする住民を中心とした近隣住民間の主体的な見守り・助け合い活動の実践がなされるよう支部活動を支援します。 なお、この補助事業とは別に市社協が独自に実施する団体支援事業と連動させながら、この重点施策については、地域の支え合い機能（☞14 ページ参照）を強化する活動を飛躍的に拡充させていくとする地域団体に対する支援施策と位置付けます。 社協支部の組織強化を含め、地域が必要とする取組や活動基盤ができるよう、地域住民による地区地域福祉活動計画の策定を市社協地域福祉コーディネーターが支援します。 また、地区地域福祉活動計画の策定にあたり、地域住民の多くの意見が反映できるよう、地域住民が話し合える場（機会）づくりを行います。
3)	地域福祉活動コーディネート事業（コーディネーターの配置）	地域福祉活動の多様化に対応し、地域福祉コーディネーターが地域住民や地域福祉団体と一緒にになって福祉問題や課題に取組み、解決できるよう各地区の地域福祉活動を支援します。
4)	社協支部への支援	地域住民による小地域福祉活動を推進する社協支部に対して、活動費等を支援（補助）します。
5)	ふれあい・いきいきサロン事業	「歩いて、気軽に集まれる」公民館等で「ふれあい・いきいきサロン」を定期的に開催する社協支部に対し支援（補助）します。特に介護予防、孤立防止の場として充実させるために、支援を必要とする人も、声かけ・誘い出し等を行うなど役割を持って参加できるよう地域福祉コーディネーターが助言します。

基本目標1 「市民相互の支え合い（共助）の促進」に基づく市・市社協の施策事業
(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進
イ 市社協の取り組み

施策・事業		概要
6)	ひとり暮らし高齢者のつどい事業	ひとり暮らしの高齢者を対象に会食や健康指導、福祉情報を提供するなどのふれあいの場を設ける社協支部に対し支援（補助）します。
7)	児童と高齢者のふれあい事業	世代間の交流を通して、お互いを思いやる心を育て、支え合う意識を高めることを目的に交流事業を実施する社協支部に対し支援（補助）します。
8)	子育て支援サロン事業	子育て中の親子を対象に、「気軽に相談できる場」「情報交換ができる場」「仲間づくりの場」として、子育て支援サロンを開催する社協支部に対し支援（補助）します。
9)	高齢者等介護予防教室事業	寝たきりや認知症にならないよう、健康でいきいきと地域で暮らしていくために必要な知識や技術を習得する教室を開催する社協支部に対し支援（補助）します。
10)	支部広報紙の発行事業	社協支部で行っている地域福祉事業を地域住民に知ってもらい、福祉活動に対する理解と協力を得ることを目的に支部広報紙を発行する社協支部に対し支援（補助）します。
11)	支え合いマップづくり推進事業	地域の福祉問題・課題の共有化や方策の検討、実践のためのネットワークづくり、近隣関係を活性化するために地域の話し合いの場づくりを行うことを目的に支え合いマップづくりを推進する社協支部に対し支援（補助）します。
12)	「日常緊急時」の連携体制推進事業	「災害時」や「日常の緊急時」に対応するため、地域内で支援を必要としている人を把握し、日頃から隣近所や単位自治会で援助ができる体制づくりを推進する社協支部に対し支援（補助）します。

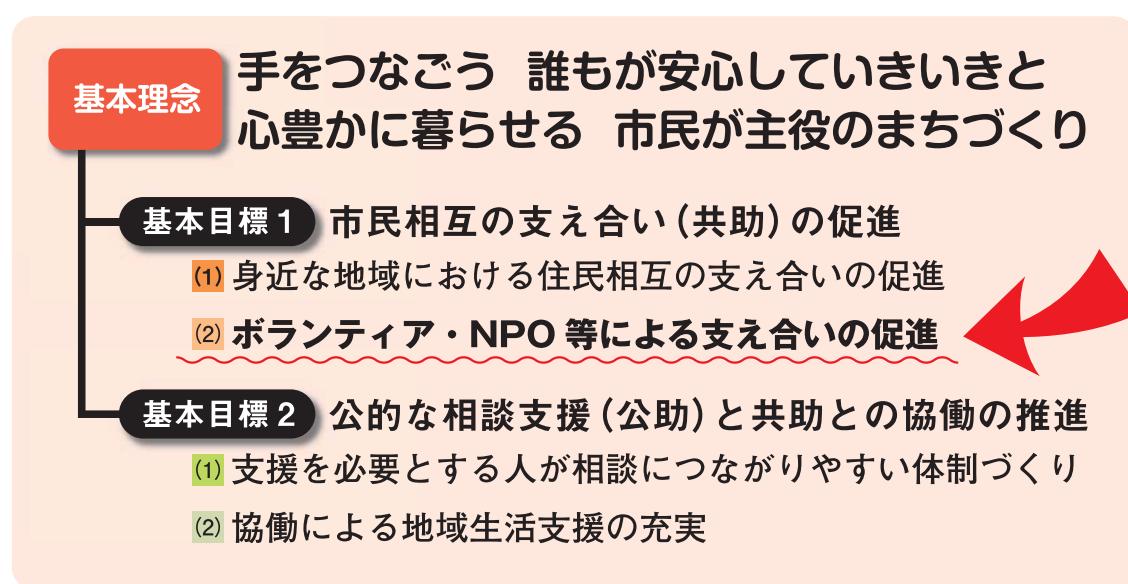
② 人材育成・啓発

施策・事業		概要
1)	支え合い活動を担う人材の養成 (重点施策②)	<p>市が実施する人材育成事業と市社協として独自に実施する啓発事業、研修事業、支部活動コーディネート事業等と連動させ、地域福祉活動参加のきっかけづくり（エントリー）、受講後の活動支援（フォローアップ）、さらに理解を深めていく（ステップアップ）等のトータルな人材養成・活動支援体制を整備します。</p> <p>さらに社協支部活動が、より支援を必要とする人の生活サポートに資するものへ発展していくと同時に、地域住民によってより自主的・自立的に営まれる活動となるよう研修講座の内容を市に提案するとともに、関係する事業を実施します。</p>
2)	福祉委員活動支援事業	身近な地域における支援を必要とする人に対する気づきや地域の福祉問題の発見、福祉情報の伝達を行うために福祉委員を設置し、民生委員等との連携や協力体制づくりを推進する社協支部に対し支援（補助）します。
3)	福祉教育推進事業	福祉に関する思いやりの心を育むため、福祉教育教材を活用し、小・中学校等で出前講座を実施します。

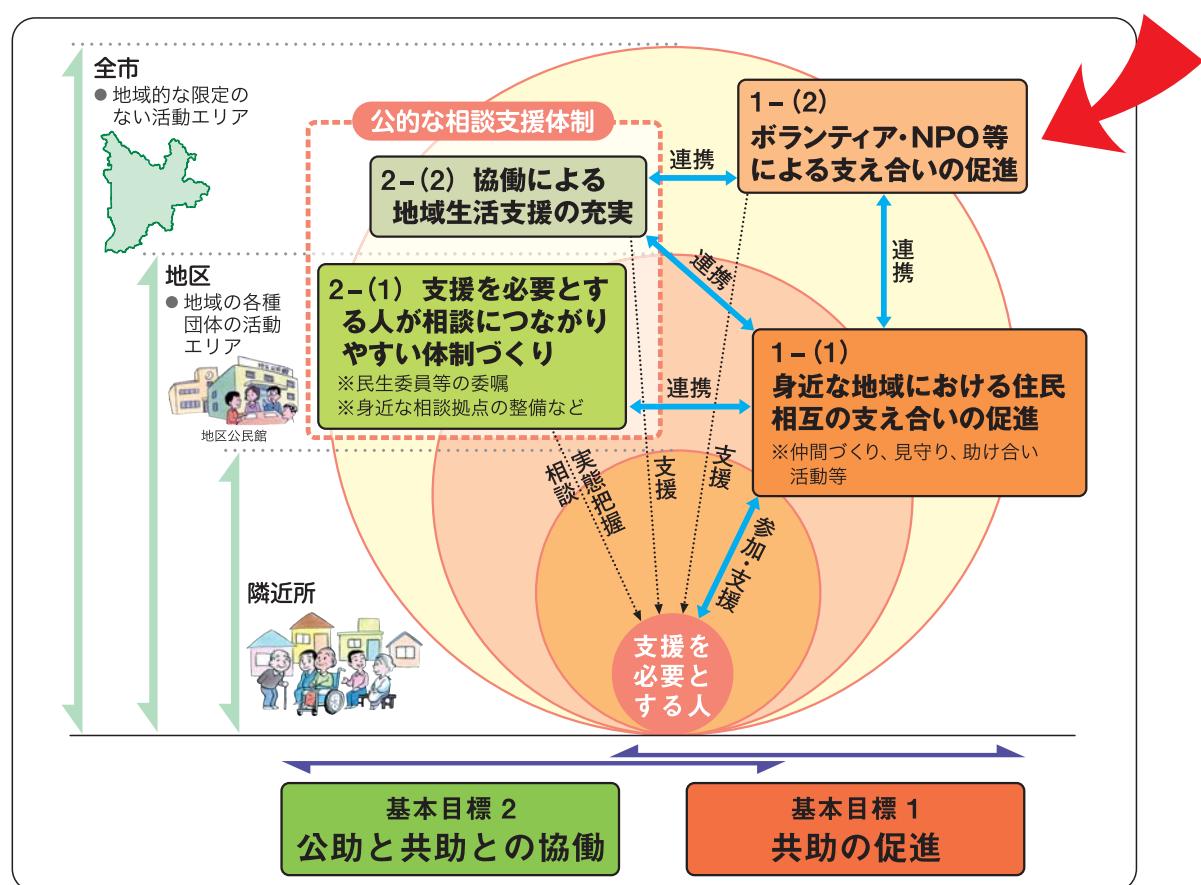
第1章
計画の概要第2章
この計画の考え方第3章
施実市策施及事すびる市社協が第4章
重点施策第5章
施策事業第6章
計画の進行管理

(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

本節において、この計画の基本目標1「市民相互の支え合い（共助）の促進」（☞9ページ参照）の「(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進」を達成するために実施する施策事業を定めます。



(9ページ掲載図再掲)



(11ページ掲載図再掲)

「ボランティア・NPO等による支え合いの促進【基本目標1-(2)】」の考え方

この計画では、共助活動を促進するための基本目標（小目標）として、「(1) 身近な地域における住民相互の支え合い」に次いで、「(2) ボランティア・NPO等による支え合い」を掲げています。

先に、市も市社協も、「身近な地域における住民相互の支え合い」を全ての市民に実践してほしいと考え、さらに、「ひとり暮らし世帯の増加、高齢化等により誰もが支えられる立場になりやすくなっている」と考えたため第1の基本目標としました。（☞ 11ページ参照）

しかし、「誰もが心豊かに暮らせる」（基本理念 ☞ 9ページ参照）ためには、「身近な地域における支え合い」に加えて、「お互いさま」と思う以上に、より積極的に社会貢献がしたいという市民の想いが行動に具現化されていくこと、また、そのような想いが、結果として高齢化等により多様化している「支えられる側」のニーズに応えていかることが重要です。

さらには、多様な支援ニーズの中には、「身近な地域」では応えにくい、一定以上の経験・知識や時間的余裕等を必要とするものも多いと考えられることから、このようなニーズにも応えられる「支える側」が存在することが必要です。

次ページ以降に定める施策事業は、このような、より積極的に「支え合いたい」と思う市民が、その想いを形にして（行動に移して）いく上で、市・市社協の立場で取り組む必要があると考えられるものです。

「ボランティア・NPO等」の語義

上記の説明からもご理解いただけると思いますが、「ボランティア・NPO等」の意味するところは、これらを活動の担い手として特定する意図ではなく、「身近な地域に限らず市民相互に支え合うことを目的として自発的で非営利な取り組みをする団体」という意味です。

ア 市の取り組み

市は市社協ボランティアセンターが地域福祉の推進を目的とする団体の活動支援の中核的な役割を果たすことを前提としながら、これと連携協力し、ボランティア・NPO等支援の制度・しくみづくり、環境整備を図ります。

	施策・事業	概要	担当課
1)	ボランティア・NPO支援機能の充実 (重点施策④)	<ul style="list-style-type: none"> 市社協ボランティアセンターと役割分担・連携しながら、ボランティア・NPO等の活動や生涯学習活動に対する支援施策を総合的に実施します。 「高齢者同士の支え合いの場の創出・拡充」を図るために、これまでの民間団体への生活支援事業立ち上げ支援施策の成果を検証しつつ今後必要となる支援施策を立案・実施します。 	市民協働推進課 高齢福祉課
2)	市民活動交流センター	自治会や各種団体などの地域コミュニティ、NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体などの目的型コミュニティ、あるいは個人や企業、大学などが、様々な活動を実践するとともに、市民が気軽に施設に訪れ、活動に接することで、つながりや交流が生まれる「絆の拠点」、「文化の拠点」として開設します。	市民協働推進課
3)	生涯学習センター	市民が自ら学び、その成果をまちづくりに生かしていく拠点としてセンターを開設します。	市民協働推進課
4)	市民活動支援事業	市民との協働のまちづくりを推進し市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するため、NPO等の市民活動団体に対し、地域社会が抱える課題の解決のために行う事業提案を募集し、公開企画コンペ等を経て事業費の一部を補助します。	市民協働推進課
5)	ぎふファミリー・サポート・センター事業	市民の社会貢献の場の創出を図るとともに、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備及び児童福祉の向上を図るために、「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と、「援助を行いたい人（提供会員）」をそれぞれ募集し、必要とする児童の預かり等の援助（有償）がなされるよう相互調整等を行う事業を法人等に委託実施します。	子ども支援課
6)	高齢者助け合い生活サポート事業	高齢者の社会貢献の場の創出を図るとともに、高齢者等が安心して生活できる環境づくりを目的に、ひとり暮らし高齢者等が日常生活の中で抱える「ちょっとした困りごと（ゴミ捨て、買い物代行など）」を解消するため、手助け活動（有償）を行う会員（高齢者）を募集し、派遣等を行う岐阜市シルバー人材センターの「シニア皆援隊」を支援（補助等）します。また、当該事業実施を通じて、市民相互の助け合い活動の創出支援の在り方等について研究します。	高齢福祉課
7)	障がい者の地域生活を支援するボランティアの養成等	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対する手話通訳、要約筆記等の意思疎通支援者の養成・派遣事業を実施します。 精神に障がいのある人が社会と交流する場の充実及び市民の精神障がいに対する理解促進を目的として精神障害者地域活動支援センターにおいて、精神保健福祉ボランティアを育成し活動の場を提供します。 	障がい福祉課

イ 市社協の取り組み

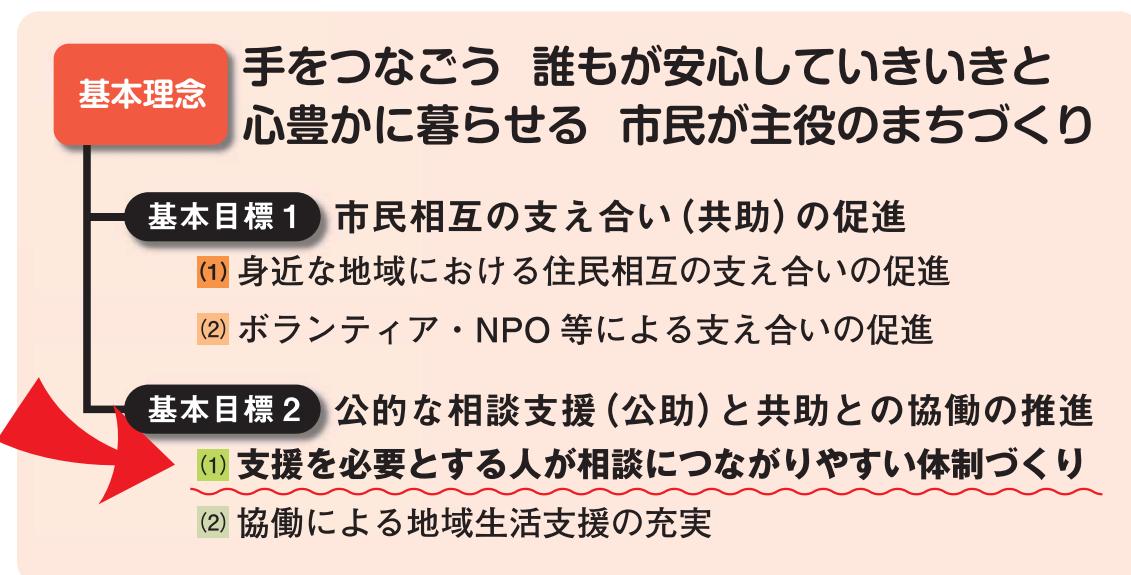
市社協は、ボランティアセンターを核としながらボランティア・NPO等による支え合い活動を推進します。

	施策・事業	概要
1)	ボランティア・NPO支援機能の充実 (重点施策④)	<p>市民活動交流センターの開設に伴い、市社協ボランティアセンターとの連携強化を図り、窓口相談等のワンストップサービスに努めます。また、ボランティア等の情報集約機能、情報提供機能、マッチング機能を強化し、活動支援の充実を図ります。</p> <p>市社協ボランティアセンターが中核的な役割を担い、社協支部事業やボランティア養成講座を受講した修了生で組織されたグループが地域の支え合い活動（生活支援サービス）を創出・拡充できるよう支援します。</p>
2)	市社協ボランティアセンター	<p>地域福祉分野のボランティア・NPO等の活動支援については、市社協ボランティアセンターが中核的な役割を果たすため、社協支部活動や既存のボランティア・NPO活動によっては十分対応できていない「手助け」ニーズを「今後充足を図るべきもの」として明確化し、市民に提示するとともに、それに応える活動の創出支援等を図る施策を立案・実施します。</p>
3)	ボランティア養成・研修事業	ボランティア活動を始めた市民に対してのきっかけづくりとして、ボランティアに関する講座等を開催します。
4)	勤労者地域デビュー作戦	企業などに勤務する勤労者であっても、地域の一員として地域活動へ参加したり、ボランティア活動に主体的に参加するなどにより、自分の地域で生きがいをもって暮らしていくこうとする市民の地域デビューを支援します。

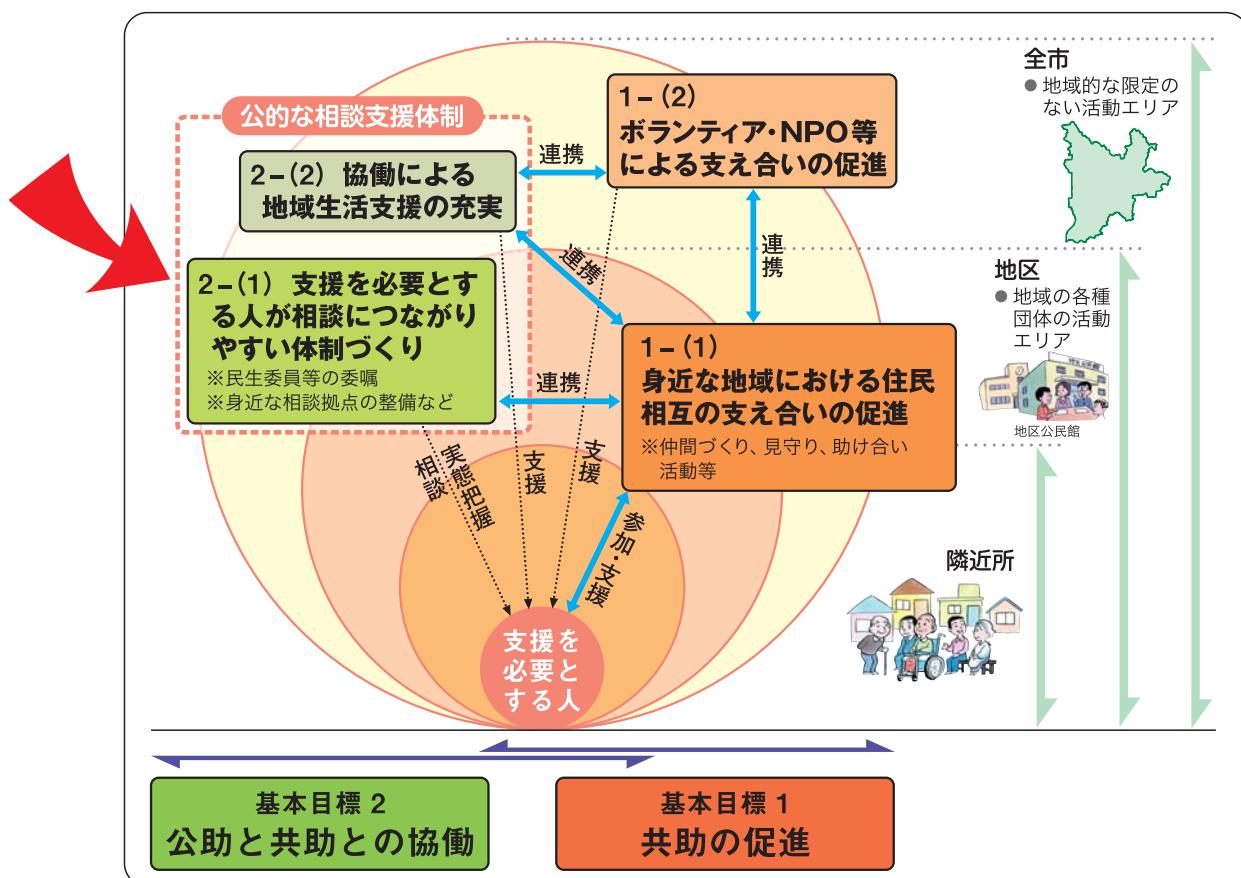
2 「基本目標2 公的な相談支援（公助）と共に協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

本節において、この計画の基本目標2「公的な相談支援（公助）と共に協働の推進」（☞9ページ参照）の「(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり」を達成するために実施する施策事業を定めます。



(9ページ掲載図再掲)



(11ページ掲載図再掲)

「支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり【基本目標2-(1)】」の考え方

この計画では、基本目標2「公的な相談支援（公助）と共助活動との協働推進」を、基本目標1「市民相互の支え合い（共助）の促進」と対をなす目標として掲げることとしました。これは、市も市社協も、公的な相談支援も共助活動との協働がなければ、真に有意義なものとすることはできないと考えるからです。

公的な相談支援に関する行政主体である市や、公的な相談支援の実施主体であり行政サービスの提供主体でもある市社協は、「福祉サービスを必要とする人」が「地域社会の一員として」生活していくよう（社会福祉法第4条「地域福祉の推進」☞4ページ参照）公的な相談支援体制を、より相談しやすいものとするための整備に努めているところです。

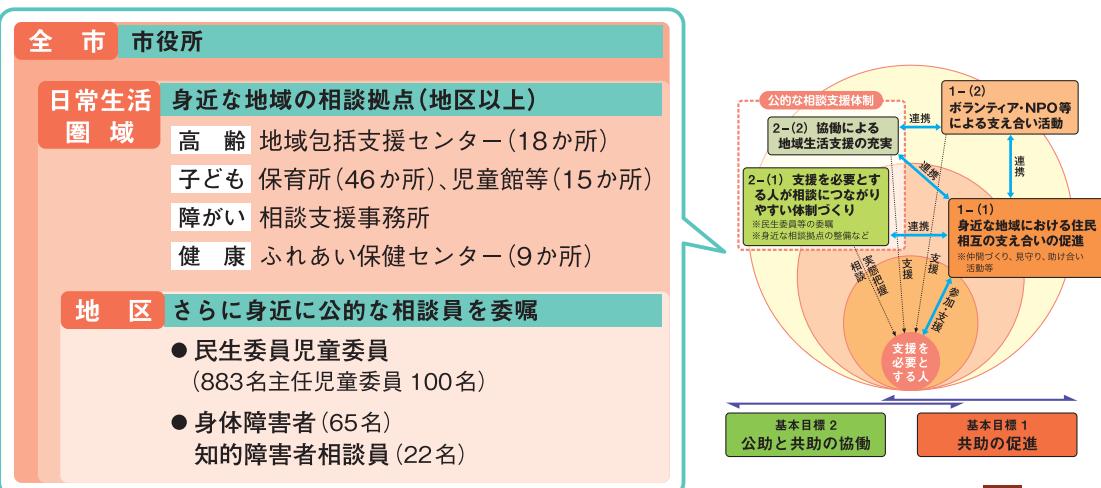
しかしながら、福祉サービス等の支援を必要とする人は、そもそも、その心身の状況等から、自ら相談機関を訪ねたり、周囲に助けを求めたりすることが困難なケースも多いと考えられます。

このような場合、公的な相談機関等の努力のみによっては、支援を必要とする人をうまく福祉サービス等につなげることは困難です。地域の見守り等の共助活動（基本目標1）と協働することでこそ、真に相談しやすい体制が実現できると考えられます。

次ページ以降に定める施策事業は、このような、「ご近所同士」などの市民相互の見守り等によって孤立しないよう手を差し伸べることにより得られる「気づき」を公的な相談に繋げていく上で、市・市社協の立場で取り組む必要があると考えられるものです。

福祉行政等の相談窓口

市民にとって身近なところで相談しやすい体制づくりとして、図に示すように、多くの市民にとって日常生活における移動の範囲内であると考えられるエリアごとに相談拠点を整備するとともに、それよりもさらに身近なところでは、民生委員等、市民の立場で、支援を必要とする住民の発見、見守り・声掛け等を行いながら公的な相談支援を担う相談員等を配置することとしています。



基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

ア 市の取り組み

市は、市社協による共助活動の充実及び連携調整を前提として、支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくりとして①民生委員、相談員等の市民が担う公的相談、②市民・事業者等と行政の協働による見守り・通報体制、③身近な地域における相談拠点の整備などに取り組みます。

① 民生委員、相談員等の市民が担う公的相談体制の整備

	施策・事業	概要	担当課
1)	支え合いの基礎となる情報基盤整備 (重点施策①) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が見守り等の社協支部活動と一体的に災害時の避難行動の個別支援体制づくりを進められるよう指針を示し、支え合い活動の基礎となる避難行動要支援者に関する情報を本人の同意に基づいて関係団体へ提供するとともに、市社協と連携して体制づくりを支援します。 また、社協支部活動により得られた情報を民生委員・児童委員活動にも活用できるよう調整します。 地域福祉活動において住民が自らの地域の要支援者等の情報を取得・共有等していく上で留意すべき事項等について研究し情報提供します。 また、民生委員活動を前提としたガイドライン等を提示するとともに、民生委員・児童委員協議会等において必要な調整等を行います。 	防災対策課、福祉政策課
2)	民生委員・児童委員 ※定数 883人 (H26.4.1現在) 民生委員・児童委員の委嘱を受けた市民が、その職責を十分に果せるよう支援します。 ※法に定める民生委員・児童委員の職務 <ul style="list-style-type: none"> ・生活状態の把握、相談助言・情報提供等 ・事業者・地域福祉活動団体・福祉事務所等関係機関との連携 ・その他福祉増進のための活動 	福祉政策課	
3)	身体障害者相談員、知的障害者相談員 障がいのある人が身近なところで、当事者やその家族等の目線に立った相談が受けられるよう、また、見守りや交流活動等への参加促進が図られるよう各地域の身体障がい者又は知的に障がいのある人の保護者の中から、関係団体の推薦等により市長が相談員を委嘱します。 ※身体障害者相談員 65人 (H26.7.1現在) 知的障害者相談員 22人 (H26.6.1現在) 相談員の委嘱を受けた市民が円滑に相談活動ができるよう研修会を開催し支援します。 ※法に定める相談員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス・一般相談支援事業・その他サービスの円滑な利用への調整、関係機関との連携 	障がい福祉課	

基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共に協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり
ア 市の取り組み

第1章
計画の概要

第2章
この計画の考え方

第3章
施実市策事事業の体系

第4章
重点施策

第5章
施策事業

第6章
計画の進行管理

	施策・事業	概要	担当課
4)	母子・父子協助員	<p>ひとり親家庭が、身近なところで相談等が受けられることによって、不安の解消や自立へ向けた支援が効果的になされるよう、各地区の住民の中から関係団体からの推薦により、市長が協助員を委嘱します。</p> <p>※50人 (H26.現在) 相談員の委嘱を受けた市民が円滑に相談活動ができるよう研修会を開催し支援します。</p> <p>※市要綱に定める相談員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子家庭等に対する相談、助言、指導 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付手続きの指導、調査等 	子ども支援課

② 市民・事業者等と行政の協働による見守り・通報体制の整備

	施策・事業	概要	担当課
1)	高齢者見守りネットワーク事業	新聞販売、郵便、電気、ガス等事業者が、配達等の業務中に高齢者宅等の異変に気付いたときに市へ通報するとともに必要な措置を行う協定を市と締結することにより、事業者との協働による地域の見守り体制の充実を図ります。	高齢福祉課
2)	友愛チーム・ふれあい訪問事業	悩み事相談等を行う「友愛ふれあい訪問チーム（単位老人クラブ会員）」がひとり暮らし高齢者宅等を訪問する事業を岐阜市老人クラブ連合会に委託実施します。また支援が必要な人に対し、民生委員等と連携して、進言及び援助を行います。	高齢福祉課
3)	「愛の一聲運動」推進員	民生委員又は身体障害者相談員、知的障害者相談員の推薦により委嘱する「愛の一聲運動」推進員が、孤立リスクの高い高齢者や障がいのある人に対し、定期的な声かけや、安否確認等を行う事業を実施することにより見守り体制を整備します。	高齢福祉課、障がい福祉課
4)	安否情報ダイヤルイン	近隣住民宅の様子の異変（「新聞が何日分もたまっている」「同じ洗濯物が数日間干しっぱなし」など）に気がついた市民からの通報を電話で受け付ける体制を整備します。	高齢福祉課
5)	虐待防止・通報体制の整備	児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止関係法に基づく早期発見・対応、防止等が図られるよう福祉事務所における通報受付・対応体制の整備を図るとともに、市民や関係機関への必要な周知・啓発に努めます。	子ども・若者総合支援センター、高齢福祉課、障がい福祉課

基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

第1章

計画の概要

第2章

この計画の
基本的な考え方

第3章

施実市
策施及
事すび
る市社
協が

第4章

重点施
策

第5章

施策事業

第6章

計画の進行
管理

	施策・事業	概要	担当課
6)	婦人保護事業	DV相談を中心とした女性の悩み相談を受け付け、関係機関等の連携により早期対応が執れる体制の整備を図ります。	子ども支援課

③ 身近な地域における相談拠点の整備

	施策・事業	概要	担当課
1)	地域包括支援センター	高齢者等が、身近なところで介護や医療等の総合的な相談や介護予防ケアマネジメントが受けられるよう、また、地域生活圏域ごとに訪問調査を含む実態把握等を行いながら地域福祉活動団体や関係機関等と協働しながら介護予防の推進等が図れるよう、センターを各地域の高齢者人口等を基準に開設します（18か所）。	介護保険課
2)	保育所における地域子育て支援センター事業、元気子育てサロン事業	小学校就学前の児童及び保護者等が、身近なところで、子育て等に関する一次的な相談や同じ地域に暮らす保護者同士の仲間づくりができるよう、保育所（46か所）、認可外（5か所）を拠点として、関係機関・団体と連携しながら、相談支援及び交流事業を実施します。	保育事業課
3)	児童館・児童センター等	親子等が、日ごろから馴染みのある指導員等に気軽に相談ができ、また、子どもの様子等から子育て家庭が抱える問題等の早期発見がなされるよう、子どもの健全育成の拠点である児童館・児童センター（13か所）及び子どもの居場所（2か所）において、一次的な家庭児童相談を実施します。	子ども支援課
4)	ふれあい保健センター	市民が、より身近なところで気軽に健康相談等が受けられるよう、また各地域の住民による自発的な活動と協働しながら市民の健康づくりを進める拠点としてコミュニティセンター等に開設（10か所）しています。	健康増進課
5)	障害者相談支援機能強化事業委託事業所・指定特定（障害児）相談支援事業所	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報等を提供し、地域で安心して自立した生活を過ごせるように支援します。	障がい福祉課

基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共に協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

イ 市社協の取り組み

イ 市社協の取り組み

市社協は、支援を必要とする人が公的な相談につながりやすくなるよう、共助活動の充実を図るとともに、市との連携調整を図りながら、①見守り活動と公助の連携強化、②相談活動への支援などに取り組みます。

① 見守り活動と公助の連携強化

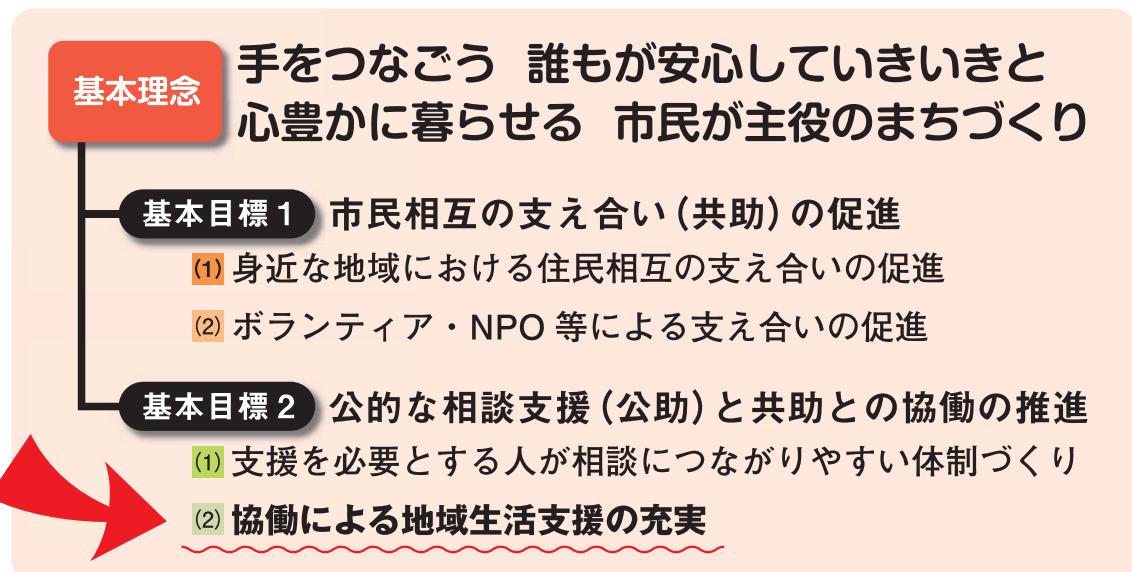
	施策・事業	概要
1)	支え合いの基礎となる情報基盤整備 (重点施策①) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 孤立不安を抱える人（要支援者）の希望に応じて、「誰を、どのように」、日常及び災害時に支援するのかを明らかにする様式・活動モデルを考案し、その様式・活動の普及、啓発を図ります。 また、各社協支部の状況や役員の意向を踏まえながら、市社協地域福祉コーディネーターが、支え合い活動の基礎となる情報基盤とこれに基づく日常・災害時の個別的な支援体制が整えられるよう支部事業をコーディネートします。 社協支部活動（福祉委員活動、支え合いマップづくり等）を前提とした「個人情報取扱ガイドライン」、支部福祉委員制度に関する「役割リーフレットモデル」「選任プロセスモデル」を考案・提示し、民生委員との連携の円滑化等が図られるよう地域福祉関係者への普及・啓発、実践へ向けたコーディネートを行います。
2)	地域福祉推進研修会	地域住民がお互いに支え合うとともに、関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりを推進するための研修会を開催します。

② 相談活動への支援

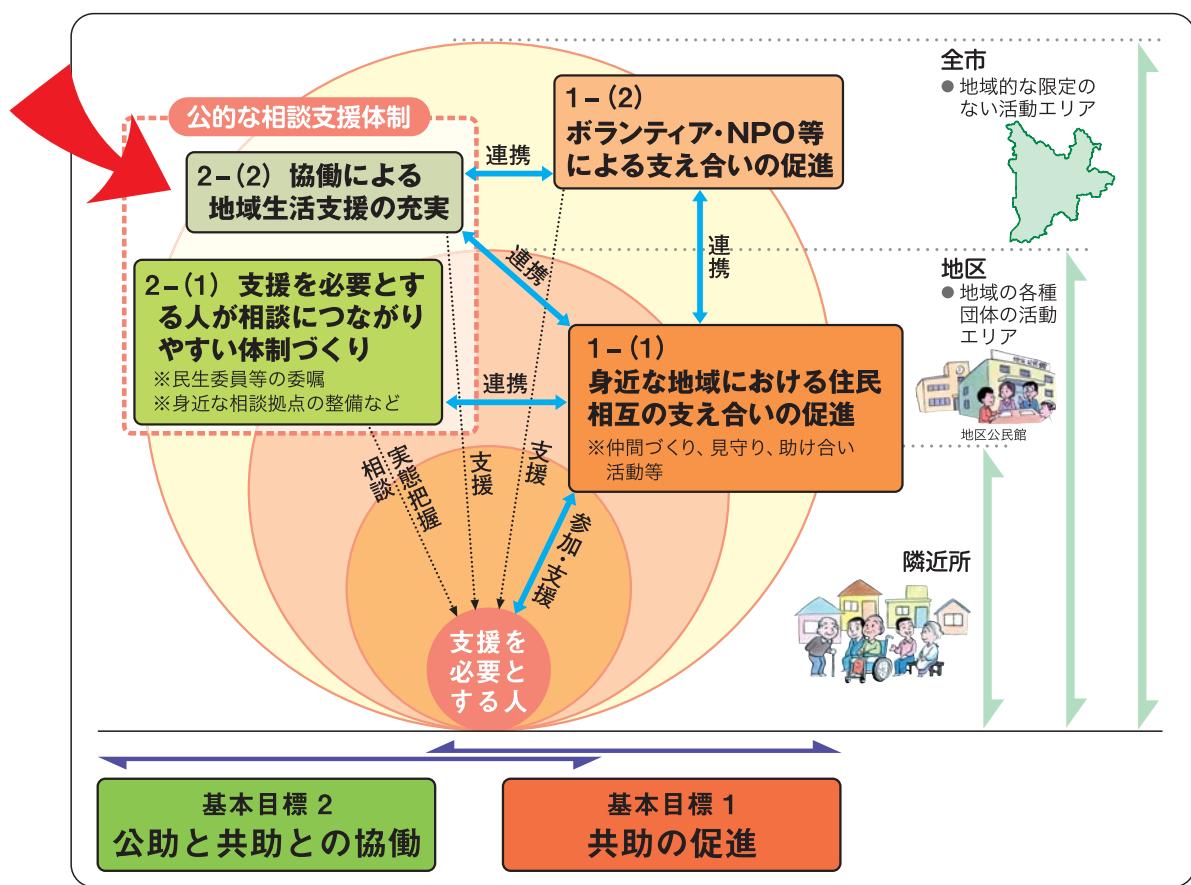
	施策・事業	概要
1)	ふれあい福祉センター相談事業	高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、ふれあい福祉センターを設置し、常設・電話等による心配ごと相談・福祉専門相談等の相談事業を行い、福祉問題の解決や福祉ニーズの把握に努めます。
2)	相談セミナー	地域住民の身近な相談、支援者として活動している相談機関等を対象に、福祉ニーズの複雑多様化に対応するための専門的知識をを習得するセミナーを開催します。

(2) 協働による地域生活支援の充実

本節において、この計画の基本目標2「公的な相談支援（公助）と共に協働による地域生活支援の充実」を達成するために実施する施策事業を定めます。



(9ページ掲載図再掲)



(11ページ掲載図再掲)

「協働による地域生活支援の充実【基本目標2-（2）】」の考え方

もとより、市も市社協も、福祉サービス等の公的な相談支援は、共助と協働してこそ、真に有意義なものとすることができますと考えています。

もとより、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として」（☞4ページ参照、社会福祉法 第4条。）暮らしていくために必要な近隣住民等との人間関係づくりや「心豊かに、いきいきと」（この計画の基本理念）暮らしていくために必要な孤独感の解消や生きがい・自立意欲の増進等は、福祉サービス等の公的な支援のみにおいて実現できるものではありません。

これらは市民相互の仲間づくり活動や助け合い活動等の共助（基本目標1）によってこそ実現できるものです。

次ページ以降に定める施策事業は、このような支援を必要とする人への支援の充実を図るために必要な公助と共に協働を推進するまで、市・市社協の立場で取り組む必要があると考えられるものです。

公的相談支援におけるケアマネジメントの考え方

上記のような考え方があるため、たとえば、障害福祉制度や介護保険制度における市民一人ひとりへの個別の相談支援、いわゆる「ケアマネジメント」にあたっては、以下のように「住民による自発的な活動によるサービス等」と組み合わせて支援することを求めています。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 抜粋

第14条第2項（3）相談支援専門員
は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

サービス等利用計画に定めること

- 本人および家族の生活に対する意向
(希望する生活を実現するために)
- 総合的な援助の方針
(長期目標・短期目標)
- 解決すべき課題と、それを解決するためのサービス
 - ・公的なサービス等
(フォーマル・サービス)
 - ・住民自発活動等の
インフォーマル・サービス

ア 市の取り組み

市は、市社協による共助活動の連携及び連携調整を前提として、①協働による支援の充実、②社会福祉事業の健全発達、③市民からの提案・要望等の行政への反映などに取り組みます。

① 協働による支援の充実

	施策・事業	概要	担当課
1)	公的な相談支援と地域福祉活動の協働 (重点施策⑤)	<p>支援を必要とする人に対する個別支援（ケアマネジメント）等を通じて地域課題を明確化し、「協議連絡票」に反映されるよう市社協地域福祉コーディネーターと協議します。さらに「協議連絡票」の成果を生かして、共助活動と公的相談支援機関との協働及び、支援の充実を図ります。</p> <p>また、地域ケア会議等により相談支援機関と地域福祉活動団体の連携を図ります。</p>	高齢福祉課、介護保険課、 福祉政策課
2)	高齢者等に対する支援の充実 (地域支援事業等)	介護予防等を必要とする高齢者等が、生きがいを持ちながら自立した生活が営めるよう、NPO、ボランティア、地域団体等が取り組む支え合い活動等による支援と介護事業者等によるサービスとが組み合わされ提供される支援体制整備、地域ケア会議等で把握される地域課題に応える地域福祉活動等の社会資源の開発、認知症ケアや在宅医療・介護連携等の整備を総合的かつ計画的に推進します。	高齢福祉課、介護保険課
3)	障がい者等に対する支援の充実 (地域生活支援事業等)	障がいのある人等が安心・安全に地域社会の一員として生活できるために、地域における相談支援事業所や身体障害者相談員・知的障害者相談員等による相談支援体制の充実や市民の障がいや障がいのある人に対する理解の促進、権利擁護や成年後見制度利用支援等の支援を当事者団体やNPO等を含む官民の関係者と連携協力しながら総合的かつ計画的に推進します。	障がい福祉課
4)	子ども・若者に対する相談支援の充実	子ども・若者に対する相談支援の充実を図るため、岐阜市子ども・若者総合支援センターにおいて、日常生活又は社会生活を営む上で様々な悩み又は困難を有する子ども・若者に対し、その特性、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した相談支援を行います。	子ども・若者総合支援センター

* 地域ケア会議…地域住民組織やボランティア団体等が参加し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりのために、地域のネットワークづくり、課題の抽出・共有を目的に包括支援センターが主催する会議。

基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業
(2) 協働による地域生活支援の充実
ア 市の取り組み

施策・事業	概 要	担当課
5) 経済的な困窮者等に対する支援の充実 (生活困窮者自立支援事業等)	経済的に困窮する人に対して、自立相談支援体制を充実させ、地域からの孤立や制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、就労課題、心身の不調、家計問題、家族問題等、生活困窮者の抱える多様で複合的な課題の解決に向けて、NPOや地域団体を含む官民の関係機関と連携協力しながら、具体的な就労の支援、家計相談支援、子どもの学習支援等、包括的な支援を行います。	生活福祉一課

② 社会福祉事業の健全発達

施策・事業	概 要	担当課
1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して計画的に指導監査を実施し、適正な運営、安定した経営の確保を図ります。また、とりわけ社会福祉法人に対しては、業務及び財務等の公表を促し、社会福祉法人の運営状況の透明性の確保や福祉サービスの資質向上を図ります。	指導監査課
2) 岐阜市介護サービス適正化委員会	市民が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービスに関する諸問題について保健、医療、福祉等の関係者が連携して介護サービスの質の向上を図ります。	介護保険課

③ 市民からの提案・要望等の行政への反映

施策・事業	概 要	担当課
1) 岐阜市とNPOとの協働推進事業	多様な市民ニーズに対応し、公共サービスをよりきめ細やかに、効率的・効果的に実施するため、「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、NPO・本市双方からの協働事業（市からNPOへの委託事業等）の提案・呼びかけを行いNPOと行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を設定します。	市民協働推進課
2) 福祉のまちづくりへ向けた障がい者団体の意見の反映	岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関等からの課題の抽出・共有、連携強化を図るとともに、岐阜市障害者施策推進協議会を通じて、障がい者施策・支援の総合的かつ計画的な推進について協議します。（障がい福祉課） 公共施設の改修の機会等において施工担当課と連携を図り、可能な限り障がい者団体の意見を把握することで、誰もが利用しやすい施設整備を図ります。	政策調整課、障がい福祉課

イ 市社協の取り組み

市社協は、協働による地域生活支援の充実が図られるよう共助活動の充実及び市との連携調整を推進するため、①協働による支援活動の推進、②社会福祉事業の健全発達などに取り組みます。

① 協働による支援活動の推進

施策・事業	概要
1) 公的な相談支援と地域福祉活動の協働（重点施策⑤）	<p>地域の現状分析、公的相談支援機関及び地域福祉活動関係者との協議を行った上で社協支部ごとに「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を整備し、公的相談支援機関等で、支援を必要とする人の個別支援等を通じて把握された地域課題の解決が地域の支え合い活動においてなされるよう「協議連絡票」に基づいた地域活動コーディネートを実施します。</p> <p>また、支え合いマップづくり活動や社協支部等の地域福祉活動団体が主催する場においても、「協議連絡票」に基づく協働の推進が図られるようコーディネートします。</p>
2) 地域福祉推進フォーラム	地域住民の視点から、住民参加による地域福祉活動事業について考えることを目的にフォーラムを開催します。
3) 生活福祉資金の貸付	低所得世帯及び障がい者世帯等に対し、総合支援・福祉・教育支援及び不動産担保型生活資金を無利子又は低利で貸し付け、民生委員・児童委員の指導と協力を得て、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう支援します。
4) 臨時特例つなぎ資金の貸付	公的給付制度又は公的貸付制度を申請中の住居のない離職者に対し、交付を受けるまでの当面の生活費を無利子で貸し付けることにより自立を支援します。
5) 生活つなぎ資金の貸付	生活保護決定世帯に対し、保護費支給日までの生活つなぎ資金を貸し付け、生活保護世帯の生活の安定を図ります。
6) 日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるため、自らの判断で適切に福祉サービスを選択したり、契約したりすることができず、福祉サービスの提供が受けられない方や、身の回りのことや金銭管理ができないような方に対し、生活支援員を派遣して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

7) 法人後見事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分なために、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、市社協が成年後見人、保佐人若しくは補助人になることにより、本人の財産管理、身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
8) 介護予防事業等	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し介護予防教室等を開催します。

② 社会福祉事業の健全発達

施策・事業	概 要
1) 介護相談員派遣事業	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び通所介護施設等の利用者に対し、介護相談員を派遣し相談に応じるとともに、介護サービス事業者と介護サービス利用者との橋渡しとなって、介護サービスの質の向上を図ります。
2) 社会福祉施設 地域交流助成事業	夏祭りなどの地域との交流を図るための事業を実施する社会福祉施設（入所施設）に対し支援（補助）します。

この計画を読んでいただける市民のみなさまへ

この計画に定める市や市社協の施策事業は、みなさまの地域福祉活動を支援する制度・仕組み、活動しやすくするための環境整備に関するものです。

地域福祉活動にチャレンジしてみようと思い立った時、自らが所属する団体の事業計画を考える時などには、是非もう一度この計画を開いていただき、これらを上手に活用することで活動を充実させていただけましたら幸いです。